

## 診療報酬適用のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省保険局医療課長通知（平成 17 年 9 月 30 日保医発第 0930005 号）により、診療報酬収載の通知がございましたのでご案内申し上げます。

今後とも宜しく願い申し上げます。

敬 具

2005 年 10 月

検査項目名・検査方法	実施料	区分	判断料	備考	注
シスタチンC 精密測定 ＜ラテックス凝集比濁法、 金コロイド凝集法、 ネフェロメトリー法＞	130 点	「D015」 血漿蛋白免疫学的検査 の 10	155 点 生化学 I	実施済み	*1
レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロール＜酵素法＞	230 点	「D007」 血液化学検査の 36	155 点 生化学 I	免疫吸着法+ 酵素法にて 実施済み	*2

[注] \*1:シスタチン C 精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合に、区分「D007」血液化学検査に順じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査 I 判断料を算定する。

ただし、検査料については「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「10」に準じて算定できる。

:シスタチン C 精密測定は、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素 (BUN) 又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3 月に 1 回に限り算定できる。

ただし、区分「D286」肝及び腎のクリアランステスト(尿素又はクレアチニンを用いたクリアランステストに限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

\*2:レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロールは免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3 月に 1 回を限度として算定する。